



宮 崎 県 公 報

令和5年10月26日(木曜日) 第453号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	
○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1		○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3
○救急診療所の認定…………… (") 1		○港湾法に基づく監督処分…………… (港湾課) 3
○救急病院の辞退…………… (") 1		公 告
○保安林の指定予定 (3件) …… (自然環境課) 1		○土地改良区の清算人の退任の届出…………… (農村整備課) 3
○保安林の指定予定の通知…………… (") 2		○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 4
○道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 2		○公共測量の実施の通知…………… (") 4
○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (") 3		○入札公告…………… 4
		○落札者等の公告…………… 5
		病院局公告
		○落札者等の公告…………… 6

告 示

宮崎県告示第 748号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原5200番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年11月1日から令和8年10月31日まで

宮崎県告示第 749号

次の医療機関を、救急診療所等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
あたご整形外科	延岡市愛宕町3丁目 161番地

2 救急診療所の認定の有効期間

令和5年11月1日から令和8年10月31日まで

宮崎県告示第 750号

次の医療機関は、令和5年10月10日付けて、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院

を辞退した。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地
医療法人倫生会三州病院	都城市花繰町3街区14号

宮崎県告示第 751号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字下大谷丙 326-94

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 752号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868-286（次の図に示す部分に限る。）、1868-23、1868-25、1868-27、1868-70、1868-73、1868-80、1868-92、1868-95、1868-106、1868-155、1868-178、1868-258、1868-267、1868-269、1868-271、1868-283、1868-284、1868-290、1898-15、1898-35

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 753号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字山瀬4187-4、4188-6

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字山瀬4187-4・4188-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 754号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字中河原3338-1、字土々呂3348

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 755号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年10月26日から同年11月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1149番31地先から同郡同村同大字同字1149番34地先まで	旧	6.5～50.2	765.8
				新	8.5～120.6	668.7

宮崎県告示第 756号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年10月26日から同年11月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字十根川 981番5地先から同郡同村同大字字仲塔1149番37地先	旧	6.6～50.7	777.3
				新	6.6～50.7	777.3
					8.0～90.2	535.3

まで

宮崎県告示第 757号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年10月26日から同年11月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1149番31地先から同郡同村同大字同字1149番34地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年11月10日

宮崎県告示第 758号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年10月26日から同年11月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字十根川 981番5地先から同郡同村同大字字仲塔1149番37地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年11月10日

宮崎県告示第 759号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 永田地区

(1) 区域の表示

標柱 1 号と標柱 2 号を平成 4 年宮崎県告示第1158号で指定した同号 4 に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱 2 号から標柱 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を国道 327号官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日向市大字塩見字老反田 10453番 1 地先道路敷
2	〃 〃 〃 10483番 1
3	〃 〃 〃 10483番 1
4	〃 〃 〃 10483番 1
5	〃 〃 〃 10483番 1
6	〃 〃 〃 10483番 1
7	〃 〃 〃 10483番 1
8	〃 〃 〃 10483番 3 地先道路敷

宮崎県告示第 760号

港湾法（昭和25年法律第 218号。以下「法」という。）第37条の11第 1 項の規定に違反して次の物件を放置した者は、令和5年11月8日までに当該物件を撤去しなければならない。

なお、同日までに当該措置を行わないときは、法第56条の 4 第 2 項の規定により、港湾管理者の命じた者又は委任した者が当該措置を行う。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

種類	内 容	放置されている場所
船舶	船名：安隆丸 船舶の種類：汽船 長さ：26.5m 幅：5.5m 色：白色 船体素材：強化プラスチック	日南市南郷町中村字尾崎乙7051番 282

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した清算人

氏 名	住 所
後 藤 邦 治	西臼杵郡高千穂町大字田原2326-1 番地
安 在 寛	西臼杵郡高千穂町大字田原1846番地
内 倉 清 隆	西臼杵郡高千穂町大字田原2126番地
佐 藤 道 雄	西臼杵郡高千穂町大字田原2170番地
菅 善 夫	西臼杵郡高千穂町大字田原2172番地
竹 次 純 逸	西臼杵郡高千穂町大字田原1785番地
興 梶 浩 司	西臼杵郡高千穂町大字田原2345番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（火山土地条件図データ作成（霧島山地区））
- 2 作業地域
宮崎県霧島山地区
- 3 作業期間
令和 5 年 10 月 6 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県宮崎市田野町築地原
- 3 作業期間
令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 1 月 5 日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器及びソフトウェア） 1,151台（内訳は以下のとおり。）
 - ア パーソナルコンピュータ（一般業務用端末） 1,106台
 - イ パーソナルコンピュータ（インターネット専用端末） 45台
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和 6 年 2 月 29 日

(4) 契約期間 令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで（60 月）

(5) 納入場所 仕様書別紙による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、1 月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、1 (4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 5 年宮崎県告示第 638号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7045

イ 提出期限 令和 5 年 11 月 14 日午後 5 時（送付にあつては、令和 5 年 11 月 14 日午後 5 時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため

の申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局
物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和5年10月26日から令和5年11月2日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
(2) 期間 令和5年10月26日から令和5年12月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
(2) 交付期間 令和5年10月26日から令和5年12月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札に関する質問

(1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和5年11月28日午後5時(送付にあっては、令和5年11月28日午後5時必着)

イ 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

ウ 提出方法 入札質問書を、持参、送付又は電子メール(アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp)により提出すること。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和5年12月4日午後5時(送付にあっては、令和5年12月4日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和5年12月5日午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に

求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。

(4) 最低制限価格は設定しない。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and Quantity of the products to be required: Personal computers (1,151 computers.)

(2) Time-limit for tender: 5:00 PM on 4 December, 2023

(3) Contact Point for Inquiries: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81- 985-26-7045

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年10月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 落札に係る調達件名

宮崎県警察運転者管理システム用機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号

3 落札者を決定した日

令和5年10月5日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
九州支店長 齋藤 義弘

福岡市中央区天神1丁目10番20号

5 落札金額

551,023,000円(消費税込)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和5年8月17日

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年10月26日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
医療情報端末 (パソコン・プリンタ等) 再リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1
丁目9番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年9月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
F L C S株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目
1番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
30,953,000円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令 (平成7年政令第 372号) 第11条第1項第2号に該当